

第 5 回 委 員 会	
資 料 4	H18.9.25

ごみ焼却施設の候補地選定について(素案)

(1) 候補地選定資料の図面作成要領

1. 広域ネガティブマップ(案) ———別紙図面 1 参照

これまでの委員会において示した、基本条件を基に作成した広域ネガティブマップ〔候補地選定の基本条件②③⑥の土地利用規制関連・自然環境保全関係図 計 3 枚(第 4 回策定委員会での当日配布資料)〕を重ね合せ図として作成。

作成にあたって基本条件における調査検討項目の採用の可否について別紙の表に示す。

2. 広域ネガティブマップ(案)(候補地選定条件①半径 300 m 以内の学校等(住宅地群を除く)の条件) ———別紙図面 2 参照

候補地選定の基本条件である、「300m 以内に学校、幼稚園、保育園及び病院がなく、住宅地群に近接していないこと」を行政区域に重ね合わせた広域ネガティブマップを作成した。学校、幼稚園、保育園に該当するものとして、学校教育法上の「学校」である「小学校、中学校、高等学校、中等教育学校、大学、高等専門学校、盲学校、聾学校、養護学校及び幼稚園」及び学校教育法に定められる「専修学校」及び「保育園」とした。

また、病院に該当するものとして、医療法上の病床数 20 床以上の「病院」及び「診療所」のうち 19 床以下であるが病床を有する施設、またこれらに類するものとして「介護老人福祉施設」及び「介護老人保健施設」とした。

マップの作成にあたって、本来 300m 以内の条件は、これら学校等の敷地境界からの距離をとるものとなるが、各施設の敷地形状を情報として入れ込むには狭域での検討を必要とするため、今回の資料においてはエリアの絞込みを念頭に置き、各施設の中心点から半径 300m の円として、市内におけるこれら施設の所在地と概略の範囲を示すことを目的とした。各施設敷地境界からの距離及び住宅地群については、エリア絞込み後の狭域マップで精細な検討を行う。

3. 広域ポジティブマップ(案)(10ha 以上の空地の条件) ———別紙図面 3 参照

前回委員会において作成の要望があった「市内における 10ha 以上の空地」を抽出した広域ポジティブマップを作成。

マップの作成にあたっては、以下に示す条件により抽出を行った。

- ① 市内全域を容易には形状を変更出来ない道路・鉄道及び河川により区切り、基本となる区画を作成する。(国土交通省地理情報システムデータより抽出)
- ② これらのうち、10ha に満たないものを削除する。
- ③ 次に、土地形状の変更が困難である湖沼、将来にわたり用途の決められている都市計画公園を削除する。また、既に大規模な開発の行われているゴルフ場や、市内各所にある歴史的構造物である古墳等についても同様に削除する。
- ④ ③の削除により 10ha を確保することが出来なくなった区画を削除する。
- ⑤ 区画として 10ha 以上であるが、住宅や寺社、工場等の施設が立地しており、施設の建設スペースが確保しにくい区画についてピンクで示す。残りの区画部分を施設建設が可能な区画として水色で示す。

4. 広域候補地抽出マップ（案）——別紙図面4参照

これら図面1、2、3について、それぞれの情報を簡略化し、重ね合せ図を作成した図面。

- ① 図面1の土地利用規制等の各種情報を単一色に統合し、橙色  で示す。
- ② 図面2の学校等から300m以内の範囲を、赤色  で示す。
- ③ 図面3の建設スペースが確保できる10ha以上の空地の凡例表示を反転し、10ha以上の空地を確保できない区域として、緑色  で示す。
また、他の施設が立地（住宅、社寺、工場等が点在している）する10ha以上の空地については、青色  で示す。
- ④ その他の記載事項
市・公社の保有地については、参考図として紫色  で示す。

（まとめ）

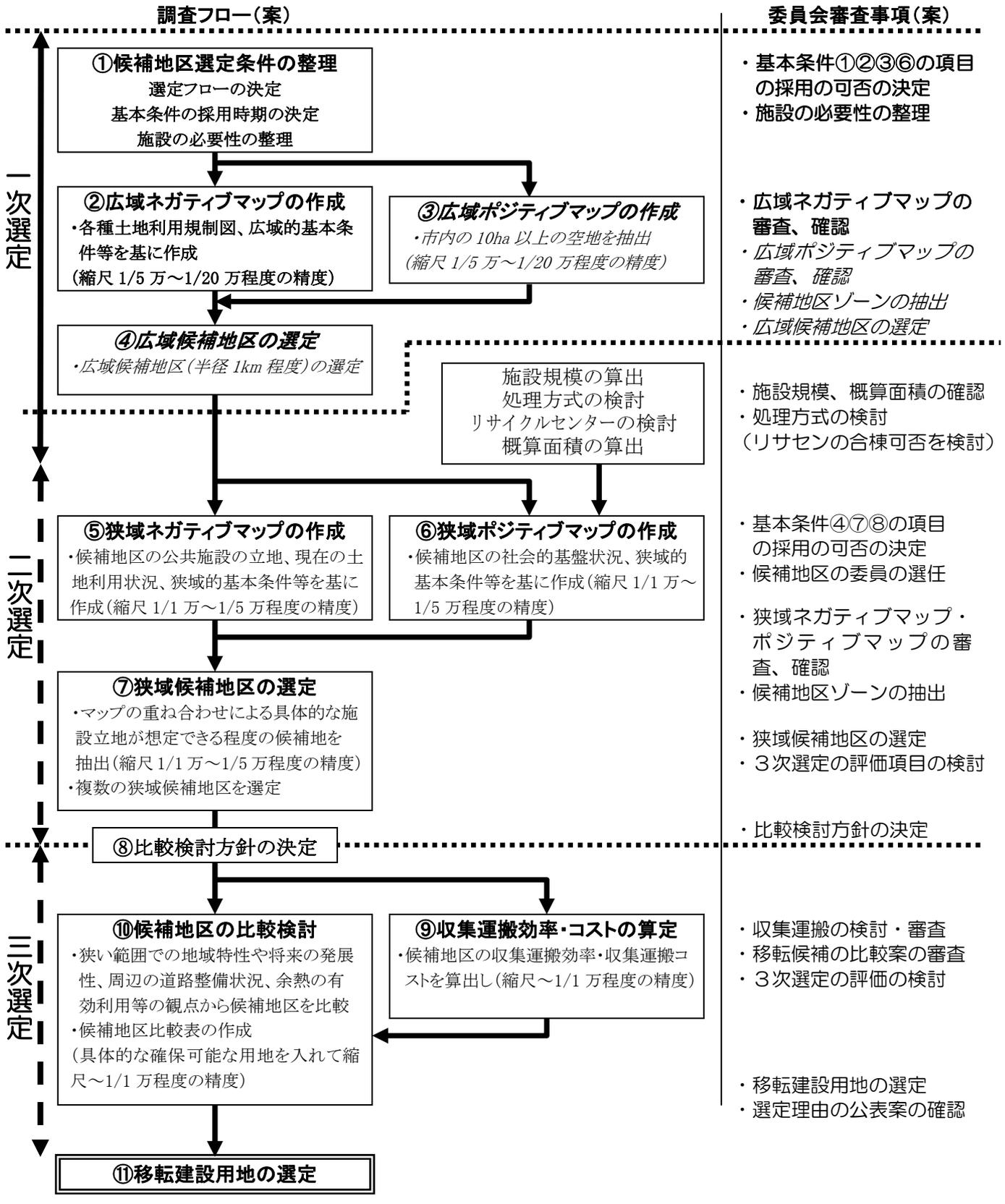
したがって、これら候補地選定の基本条件における調査検討項目により、移転候補地に適さない区域（市・公社の保有地は除く）は、いずれかの色で着色されることとなり、その結果残った白色の区域が広域移転候補地のエリアとなる。

5. 広域候補地抽出マップの拡大図面——別紙参考図面2参照

図面4の広域候補地抽出マップ（案）縮尺1/78,000を同様の図面作成要領により縮尺1/25,000に拡大して示す。

(2) 調査フロー (案)

(斜体字は進行中。)

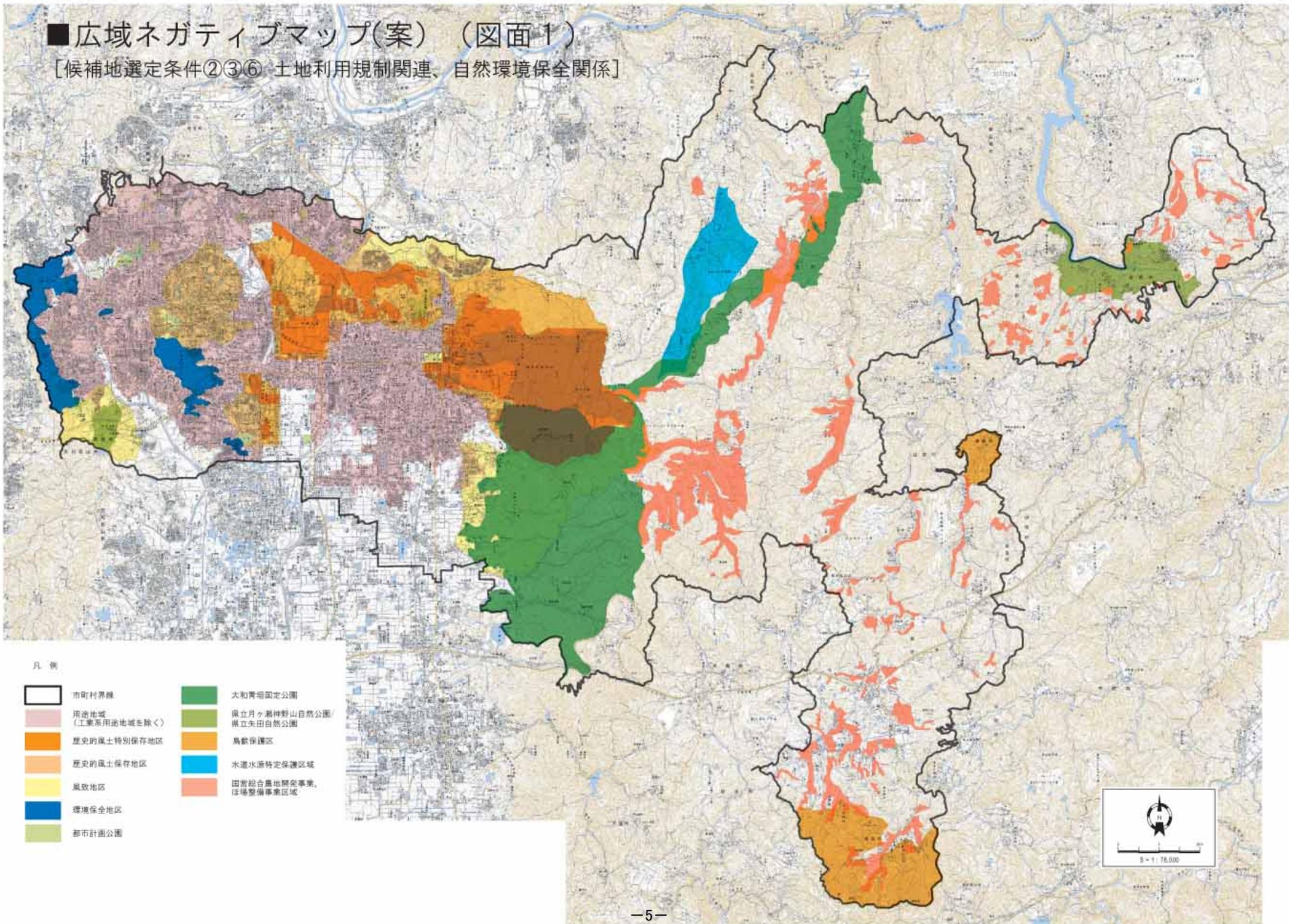


(3)ごみ焼却施設の移転候補地を選定する際の基本条件における調査検討項目表(素案)

基本条件	調査検討項目	広域マップの作成における調査検討の可否	狭域マップの作成における調査検討の可否	広域マップでの採用の可否
① 300m以内に学校、幼稚園、保育園及び病院がなく、住宅地群に近接していないこと。	学校、幼稚園、保育園…	可	詳細図にて再確認	採用
	小学校、中学校、高等学校、中等教育学校、大学、高等専門学校、盲学校、聾学校、養護学校、幼稚園			
	保育園			
	専修学校			
	スクール			
	語学スクール、ロースクールなど			
	病院…	可	詳細図にて再確認	採用
	病床数20床以上 …医療法に定められる病院			
	病床数19床以下 …医療法に定められる診療 介護老人保健施設			
	助産所			不採用
住宅地群	調査対象範囲が狭いため 広域的な検討に適しくない	可	狭域マップで検討	
② 自然環境を保全するため、自然公園地域、風致地区内、環境保全地区等には設けないこと。	自然公園地域…	可	詳細図にて再確認	採用
	特別保護地域 特別地域			
	環境保全地区…	可	詳細図にて再確認	採用
	歴史的風土保存地区…	可	詳細図にて再確認	採用
	特別保存地区 保存地区			
	風致地区…	可	詳細図にて再確認	採用
	鳥獣保護区…	可	詳細図にて再確認	採用
	水道水源特定保護区域…	可	詳細図にて再確認	採用
③ 生活環境を保全するため、人口の密集した地域や、住居専用地域(都市計画法)等には設けないこと。	用途地域	—	—	—
	工業系用途地域	可	詳細図にて再確認	不採用
	工業系用途地域以外	可	詳細図にて再確認	採用
人口集中地区(DID)	可	詳細図にて再確認	不採用	
④ 防災面に配慮するため、災害の危険性がある地域は避けること。	地すべり防止区域…	調査対象範囲が狭いため 広域的な検討に適しくない	可	狭域マップで検討
	急傾斜地崩落危険区域…	調査対象範囲が狭いため 広域的な検討に適しくない	可	
	断層帯等	調査対象範囲が狭いため 広域的な検討に適しくない	可	
⑤ ごみの収集・運搬効率がよく、焼却後の残渣の処理に便利な場所を選ぶこと。	収集運搬コストシミュレーション	精度の高い検討とするため 数箇所の候補地絞り込み後の	可	狭域マップで検討及び適地の絞り込み後に検討
⑥ 将来にわたって、土地利用が決まっている地区には設けないこと。	都市公園	可	詳細図にて再確認	採用
	国営総合農地開発事業 ほ場整備事業地区	可	詳細図にて再確認	
⑦ 主な搬出入のための道路が整備出来ているか、整備出来ることが確実な場所であること	国道、県道 道路幅員等	調査対象範囲が狭いため 広域的な検討に適しくない	可	狭域マップで検討
⑧ 電気、ガス、水道等の供給設備の整備が困難でないこと	高圧、特別高圧受電 都市ガス、上下水道等	調査対象範囲が狭いため 広域的な検討に適しくない	可	狭域マップで検討
⑨ その他の条件	上記以外の追加調査検討項目			

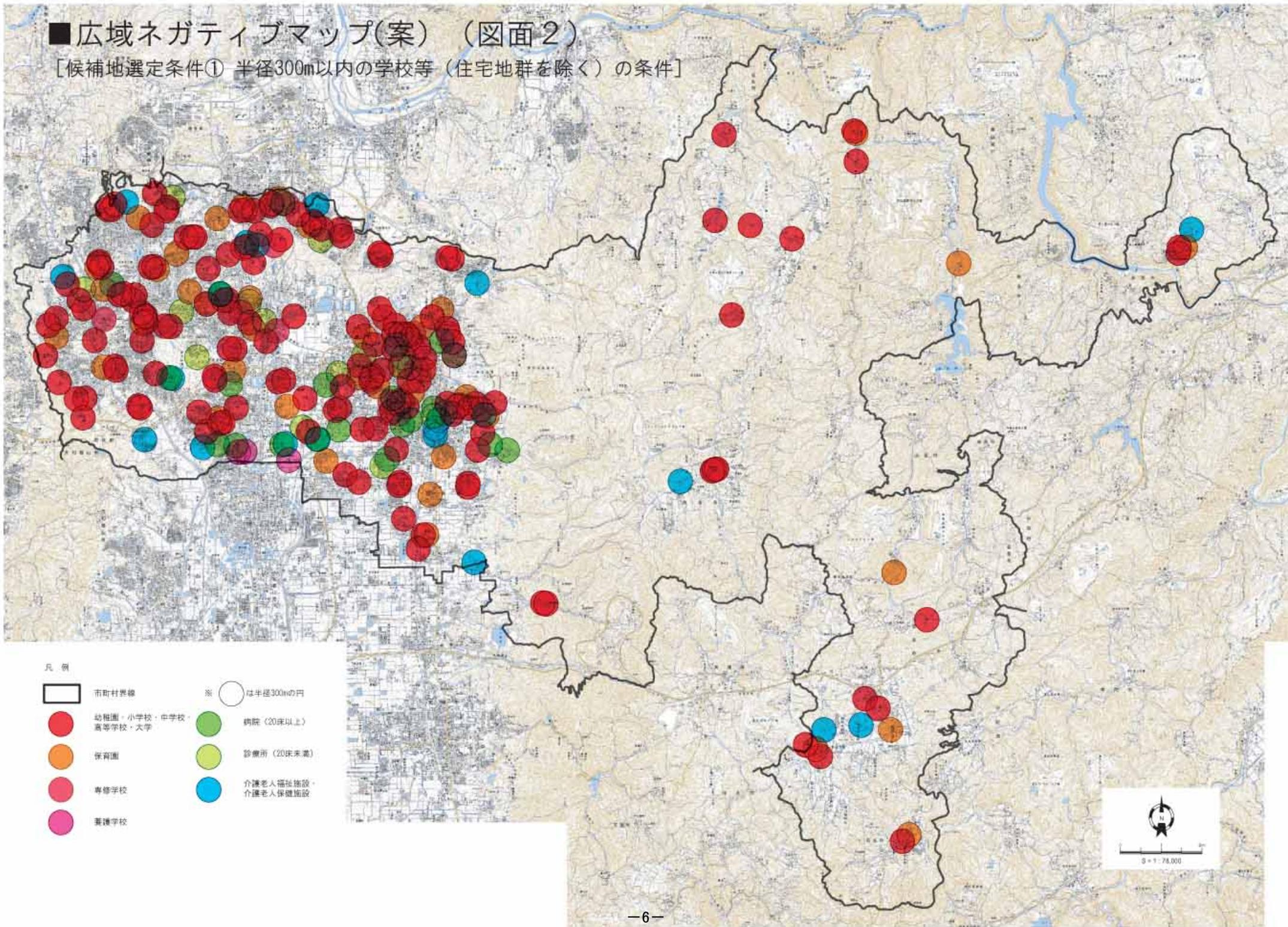
■ 広域ネガティブマップ(案) (図面1)

[候補地選定条件②③⑥ 土地利用規制関連、自然環境保全関係]



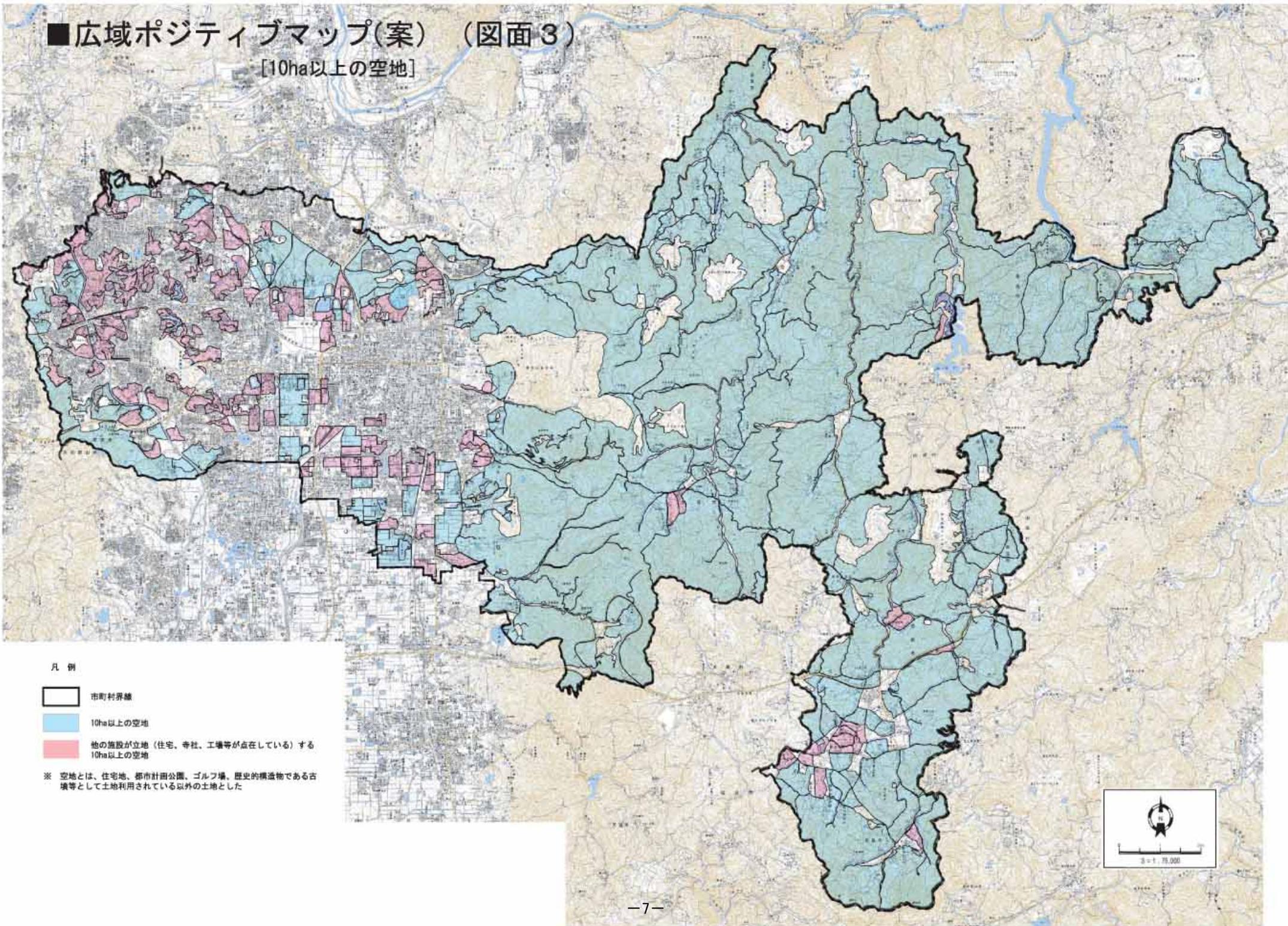
■広域ネガティブマップ(案) (図面2)

[候補地選定条件① 半径300m以内の学校等(住宅地群を除く)の条件]



■広域ポジティブマップ(案) (図面3)

[10ha以上の空地]



凡例

- 市町村界線
- 10ha以上の空地
- 他の施設が立地（住宅、寺社、工場等が点在している）する10ha以上の空地

※ 空地とは、住宅地、都市計画公園、ゴルフ場、歴史的構造物である古墳等として土地利用されている以外の土地とした

■広域候補地抽出マップ(案) (図面4)

[着色以外の地域が候補地]

